

民法改正・Eコマース約款等を踏まえた約款コンプライアンス講座

近年、適格消費者団体により、契約約款や利用規約について差止請求が活発に行われております。しかも、一般小売業に限られず、サービス業など、幅広い業種が対象とされており、芸能人の所属する公式ファンクラブに対して行われることもあります。また、2020年から施行される民法改正を踏まえ、契約約款の変更などの対応が求められる場合があるほか、Eコマースの普及により約款をめぐる新たな問題も生じています。

このような状況において、最近の事例を基本に、訴訟ではどのような原因で訴訟になったのか、それに対する対応策はどうあるべきか等について、事例を解説しながら、今後のコンプライアンス体制の再構築のために有益な講座を今回、開講することといたしました。

講師には、消費者庁に勤務し、消費者法に関しても精通している弁護士をお招きします。

この機会に、是非、ご参加ください。

※受講料は、お申込み受付後、当協会からお送りする請求書によりお支払ください。払込後の受講料の払戻しは致しかねますので、ご都合の悪い場合は代理出席をお願いいたします。開催日より7日前以降のキャンセルは、受講料のご負担をお願い致しますのでご了承ください。



開催日：令和元年10月4日（金）

時間：15：00～17：00

講師：弁護士法人大江橋法律事務所
古川 昌平 弁護士

会場：公正取引協会 会議室

定員：40名

（先着順、定員に達し次第締め切らせていただきます。）

受講料：会員 7,000 円（+消費税）

一般10,000 円（+消費税）

（資料代込み）

主催：公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052

東京都港区赤坂 1-4-1

赤坂K Sビル 2階

電話：03-3585-1241

F A X：03-3585-1265

◆お申込み要領◆

1. ウェブサイト 以下のサイトにアクセスの上、案内に従い「参加申込みフォーム」からお申込みください

URL : <http://www.koutori-kyokai.or.jp>

2. 電子メール 件名に「民法改正・Eコマース約款等を踏まえた約款コンプライアンス講座」、本文に①会社等の住所、②会社等の名称・ご所属、③受講者ご氏名、④電話番号、⑤e-mail アドレスをお書きの上 kouza2019@koutori-kyokai.or.jp までお送りください

3. FAX 以下の申込書に必要事項をご記入の上、送信してください

(公財)公正取引協会 行 (FAX: 03-3585-1265)

民法改正・Eコマース約款等を踏まえた約款コンプライアンス講座 受講申込書

受講者ご氏名	
会社等の名称	
ご所属	
会社等の住所	〒 TEL ()
電子メールアドレス	<input type="checkbox"/> 当協会から、今後、各種講座についてメールでのご案内を希望されない場合にはチェックを入れてください。

※ご提供頂いた個人情報は、当協会からの各種連絡・情報提供以外には使用いたしません。